

2024年2月18日

NUMOの「核のゴミ」最終処分場文献調査報告書の原案は撤回すべきである(声明)

脱原発・自然エネルギーをすすめる苫小牧の会

代表 伊藤 富志男

同 佐藤 昭子

同 宮崎 有広

2月13日、原子力発電環境整備機構（NUMO）は北海道の寿都町と神恵内村において、「高レベル放射性廃棄物（以下、「核のゴミ」）の最終処分場の選定に向けた文献調査報告書の原案」（以下、「原案」）を公表した。延べ1500余の論文やデータを分析・調査の結果、活断層や活動の恐れのある火山など明らかな不適地は少ないと判断したということである。

2023年11月には、経産省資源エネルギー庁が『文献調査段階の評価の考え方』（以下、『考え方』）を示しているが、NUMOは同日、調査結果を経済産業省の審議会に示し、今後有識者の意見をふまえて正式な報告書を取りまとめるとしている。概要調査に進む候補地域として、神恵内村は村内の積丹岳から「15キロ以内の範囲を除いた範囲」を、寿都町は「町全域およびその沿岸海底下全域」を示した。即ち、基本的には上記『考え方』と資源エネルギー庁が2017年に公表した『科学的特性マップ』（以下、『マップ』）に則った「原案」である。

以下、四点にわたってNUMO「原案」は撤回されるべきである理由を述べ、改めて国に対して、「核燃料サイクル構想」に基づく原発政策を根本から見直し、まずは核のゴミをこれ以上増やさないために、原発推進政策を中止すること、さらには全ての原発の廃炉に向けて電力会社などに廃炉工程を策定させることを求めるものである。

第一の理由。弊会は上述『マップ』に関して、既に2017年8月2日に『経産省「科学的特性マップ」の撤回及び政府エネルギー政策の抜本的転換を求める声明』を發出している。本声明末尾に【付録】として再掲するので、いかに『マップ』が非科学的な『科学的特性マップ』であるか、再度お読み戴きたい。凡そ科学的な言説や図表であれば、その前提となる論拠に科学的合理性がなければならない。しかし、『マップ』にそのような科学的合理性は認められない。例えば、活断層と地震の相関性については、活断層に係わる不適地は、「活断層（断層長10 km以上）の両側の一定距離（断層長×0.01）以上」となっている。だが、断層長の百分の一が不適地だという根拠は全く示されない。2018年の北海道厚真町を中心とする胆振東部地震は、直近の石狩低地東縁断層帯から東へ、百分の一を遥かに超える15 km、地下20～40 kmの上部マントルに達する箇所が震源である。しかし、厚真町の大部分は適地とされている。科学的根拠や合理性が欠けたものの上に構築されたNUMOの「文献調査報告書の原案」は非科学的幻想論として撤回されるべきである。

第二の理由。「原案」には本年1月1日に発生した「能登半島地震」について、全く触れるところがない。詳細は非常災害対策本部の『令和6年能登半島地震に係る被害状況等

について』その他に譲るが、今猶 500 余カ所で 1 万 3000 人以上の方が避難生活を余儀なくされている。だが、ここで問題とすべきことは、原発が一旦苛酷事故を起こした場合には、住民の避難が不可能であることをこの地震が改めて白日の下に曝したことなのである。

弊会は 1 月 7 日『2024 年能登半島地震に際し、改めて全ての原発の即時廃炉を訴える声明』を発出したが、それを説明するために、2023 年 10 月 30 日に地質学や地理学など 20 数名の専門家有志が呼びかけ人となり、300 人余の賛同者とともに発表した『世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない』という声明を引用した。当に、日本に地層処分の適地はなく、また原発立地の適地がないことが証明されたのである。

1 月 21 日の『毎日新聞』によれば、志賀原発を抱える石川県は「地震被害の想定は四半世紀前から見直しておらず、地震と津波で想定に齟齬が生じていた。地震の被害が過小に見積もられており、防災体制に影響した可能性があ」ること、さらに「県は東日本大震災を経ても地震想定は見直さず、1997 年にまとめた能登半島北方沖の海底活断層 (M7.6) を使い続けていた。この想定による被害は「ごく局地的な災害で、災害度は低い」と評価され、建物全壊は 120 棟、死者 7 人、避難者は約 2800 人と試算していた」という極めて能天気なものであった。実際は死者 240 余人を超し、能登半島全体がズタズタになったのだが、そういうアホな想定下で石川県は志賀原発運転を許可したのである。

ところが、『マップ』では、珠洲市の一部が核のゴミ地層処分不適地とされているものの、能登半島全体が適地とされるという、何度も言うが極めて杜撰なものである。政府地震調査委員会評価によれば、半島北西部から北東沖まで長さ約 150 km にわたって活断層がずれている。2 月 12 日『北海道新聞』によれば、京都大学防災研究所のチーム解析では、複数の断層が連動し、M7.3 相当の二つの地震が 13 秒差で発生し、エネルギーが二倍の M7.6 規模になったということである。なお言えば、我々は数千年に一度あるかないかという海成段丘の出現を今回の地震で目の当たりにしたのである。

即ち、これだけ『マップ』の信頼性を揺るがす事態が出来た以上、一旦「原案」発表を延期してでも『マップ』と「原案」の整合性を検討する動きがあっても不思議ではない。だが、NUMO にそれを検討した節は全くなく、その鈍感さには呆れるほかない。現実には発生している地震や津波災害が目に入らない「原案」は、撤回されなければならない。

第三の理由。NUMO の示した「原案」の妥当性について。

(1) 寿都町について、「原案」では明らかな不適地はないとする。町全域の 95 km²と沖合 15 km までの海底下 (大陸棚の範囲) を概要調査候補地とする。避けるべき場所である可能性が考えられ、調査実施の場合に留意すべきと考えられる事項として、○地震・活断層は白炭断層、○噴火はニセコ雷伝火山群の雷電山ほか低周波地震や第四期末固結物その他を挙げる。

(2) 神恵内村について、「原案」では神恵内村全域及びその沿岸海底下沖合 15 km までの海底下 (大陸棚の範囲) のうち積丹岳から 15 km 以内の範囲を除いた範囲を概要調査候補地とする。避けるべき場所である可能性が考えられ、調査実施の場合に留意すべきと考えられる事項として、○噴火は珊内川中流の岩脈、同地区外南東に位置する熊追山、○第四紀の未固結堆積物は同地区神恵内湾西方の大陸棚外縁付近などを挙げる。

要するに、両町村とも候補地は『マップ』で示された範囲と、その海底下 15 km という

ことである。弊会は、2020年8月17日に『寿都町長文献応募検討表明に接し、改めて核のゴミ深地層処分に反対する声明』を、同9月28日に『神恵内村議会に「核のゴミ」処分地への文献調査応募請願を採択しないことを求め、改めて全ての原発の廃炉を要請する声明』を発しているが、その中で寿都町には長さ32km以上に及ぶ「黒松内低地断層帯」という活断層帯の存在と、神恵内村の積丹半島沖約10kmには南北におよそ70kmの長さの海底活断層帯の存在を指摘し、核のゴミ処分地には不適である旨述べておいた。

また、北大名誉教授小野有五氏（自然地理学）や道教育大名誉教授岡村聡氏（地質学）は両町村の岩盤が水冷破碎岩であり、地下水流入や埋設した核のゴミからの放射性物質拡散の可能性があること、神恵内村沖の海底活断層の存在等を指摘し、概要調査そのものをすべきでないとして主張する。さらに岡村氏は、熊追山安山岩と石英安山岩岩脈が第四紀火山岩であり（通産省資源エネルギー庁、1985）、前者は神恵内村にひろく分布する水冷破碎岩（新第三紀中新世古宇川層）を不整合におおう安山岩溶岩であるから、15kmの範囲を不適地とすれば神恵内村に適地はないとする。1996年2月の古平町豊浜トンネル崩落と、翌97年8月の島牧町第2白糸トンネル崩落はともにこの水冷破碎岩であって、極めて脆い岩石であり、核のゴミの処分場には全く不適であると科学的根拠を示して説く。

これを要するに、NUMO「原案」は小野氏や岡村氏の言説を科学的論拠をもって覆せないために、そういう（反対の）意見にも注意しながら、本当に適地か不適地か概要調査をして判断しようという、結論ありきの極めて姑息な論法である。文献調査に名乗りを上げる他の自治体がないまま、両町村を文献調査のみで終わらせるわけにはいかなかった。文献調査は当初凡そ2年間と言っていたものを、3年半近く引き延ばしたのも、謂わば時間稼ぎであったが、頼みの綱の長崎県対馬市が手を降ろしたためにこれ以上引き延ばせなくなったのである。今後4年間で電源三法によって総額70億円ずつ両町村に払うのだが、その原資は国民の税金である。処分地不适当が明白な概要調査にこれ以上国民の大切な金を使うべきではない。

第四の理由は、国の原子力発電政策の根幹である「核燃料サイクル構想」が破綻していることである。「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下「最終処分法」）の第一条（目的）によれば、核のゴミ処分の目的はあくまでも原発推進・安定的継続的な運転のためのものである。だが、現実には全くそれに追いついていないし、周知のように破綻している。例えば、（1）高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉。（2）余剰プルトニウムをMOX燃料として使うプルサーマル計画の不調。（3）六ヶ所再処理工場竣工の延長に次ぐ延長とガラス固化体製造の不調。（4）使用済み燃料の貯蔵場所が全国的に不足等々、至る所が綻びている。更に、なによりも（5）核のゴミの最終処分地が決まらないし、そもそもその適地など日本にあるのかという科学としての根本的な疑問は、国や原子力研究開発機構、NUMOその他原発推進勢力によって一方的に葬られているが、実際は未解決のままである。

なお、「最終処分法」の抜本的見直しが必要であることは言を俟たない。概要調査に進めば、次の精密調査に移行することが明白だからである。これ以上愚策の上に愚策を重ねることは許されない。

以上

【付録】

2017年8月2日

経産省「科学的特性マップ」の撤回及び政府エネルギー政策の抜本的転換を求める声明

脱原発・自然エネルギーをすすめる苫小牧の会会長 浦田 操

経済産業省は去る7月28日、高レベル放射性廃棄物（HLW、核のゴミ）最終処分場の候補地となり得る地域を示した「科学的特性マップ」（以下「マップ」という）を発表した。「特定放射性廃棄物の処分に関する法律」に基づき、総合資源エネルギー調査会に設置されたワーキンググループで議論されてきた検討結果が本年4月にとりまとめられ、このほど発表に至ったものである。報道等によると、世耕弘成経産相は同日の会見で「マップの公表は重要な一歩だが、長い道のりの最初の一歩だ」と述べる一方、処分地選定調査については「今の段階で受け入れなどの判断を自治体をお願いするものではない」と強調し、さらに、福島県と青森県は選定の対象から外す考えを示したそうである（7月29日『北海道新聞』ほか）。北海道には「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」（2000年10月）があるがそれは経産相のご念頭にはないようである。

同省説明資料によると、この「マップ」は「地層処分を行う場所を選ぶ際にどのような科学的特性を考慮する必要があるのか、それらは日本全国にどのように分布しているか、といったことを大まかに俯瞰できるよう、マップの形で示すもの」となっている。経産省資源エネルギー庁の公表用サイトには、「科学的特性マップを構成する要件・基準別の地図（個別条件図）」というものがあり、火山・火成活動、断層活動、隆起・侵食、地熱活動、火山性熱水・深部流体、軟弱な地盤、火砕流等の火山の影響、鉱物資源（石油・石炭・金属鉱物）、輸送という諸要件毎にそれぞれの分布を詳細に示し、今回の「マップ」はそれらを加味して作成されたことがわかる。なお序でにいうと、「マップ」は原発立地を微妙に「最適地」に組み込んでいるように見える。

「マップ」を活用した説明会は今秋以降、「適地」を中心に全国で開かれる予定だそうである。そこで、以下に「マップ」のもつ問題点と見解を述べ、この「マップ」の撤回及び政府のエネルギー政策の抜本的転換を求める声明とするものである。

問題の第一は、我が国は四つのプレートの上に位置し、それらがせめぎ合って絶えず地盤のずれや振動が起こるということ、つまり、断層や地震、火山の活動が絶え間なく起こり、地盤が安定していないということである。この国では、いつ何時どこにいても地震や噴火、地盤のずれや地割れが起こらないとは限らない、と国民の多くは実感している。一体我が国のどこなら安全で安心なのか教えて欲しいものである。

「マップ」では、好ましくない範囲の要件・基準を火山の中心から半径15キロ以内とする。しかし、例えば苫小牧市を臨む樽前山まではおよそ20キロほどだが、1667年、1739年噴火では苫小牧に2メートル、千歳に1メートルほど降灰、灰は遠く十勝、道東、大雪まで届いた。支笏カルデラの約4万年前の噴火では、噴煙高さ3万メートル以上、襟裳岬にも届く広い範囲に火山灰や軽石（支笏降下軽石）を降らせ、大規模な火砕流（かつて建材とされた札幌軟石など）が発生して札幌まで達した。日本中に火山帯が縦横に走り、

あちこちに散在するカルデラは火山噴火口のあとだがどれもみな半径 10 ～ 15 キロはある。そしてどのカルデラの周囲にも、火砕流が作った台地が何十キロも先まで広がる。なぜ 15 キロ圏外が好ましい適地なのか科学的根拠がない。

第二に、自然災害は単独で発生するのではなく複合的に起こりうるものであり、それらが
大災害になるのであるが、「マップ」にはそれらについての考察がない。言わば単純に上
記諸要素を地図上に組み合わせただけに過ぎない。例えば、古く 684 年の白鳳地震、1960 年
のチリ地震、記憶に新しい 93 年北海道南西沖地震や 2011 年東日本大震災を持ち出すま
でもなく、震源が海底や海外にある場合は大地震の後に津波が予想され、そういう意味
では海岸線はすべて危険である。遠くない将来、駿河トラフや南海トラフで発生が予想さ
れる東海地震や東南海地震では、大規模な津波の発生と大勢の国民が被災することが予想
されている。しかし、「マップ」には津波についての言及がない。瀬戸内海を抱える某県
知事が「マップ」に賛成しかねると表明するのも道理である。

第三に、断層の問題では、新潟大学名誉教授立石雅昭氏が「マップ」は「40 キロより
長い断層で地表に現れている部分だけを「好ましくない特性がある」を黄色でマーク、
「実際には、ほとんどの断層が傾斜しているため、黄色のマーク以外の部分で直下型地震
が起こるかもしれない。そのため、このマークの付け方は科学的ではない」「断層の長さ
の百分の一を処分地に適さないとするが、断層が傾いている場合はどうするのか。フィ
リピン海プレートは西日本の下に沈み込んでいる。東北の断層は殆どが傾斜しているが、
それらが全く考慮されていない」「この地図は議論の土台にならず、国民的理解は得られ
ないだろう」（7月 29 日『しんぶん赤旗』及び 7 月 31 日 Facebook『核のゴミ問題全国
交流集会』講演・幌延町）と指摘されている。氏のご見解に付け加えることはない。

第四に、「マップ」では海岸線 20 キロを輸送に適するとして、個別条件図で日本全域
を一律適地としたのには呆れるばかりである。実際には砂浜、岩場、断崖、段丘その他一
見して不適地があるのも関わらず、津波の危険も含め何の検討もないのは驚くほかない杜
撰さである。

第五には、従って残念だが、現在の地盤の不安定な我が国には H L W 処分適地は存在し
ないことである。慥かに、現在の科学水準では H L W 処分は深地層処分が最も合理的で科
学的なように思える。しかしながら、H L W の完全な無害化は、10 万年かかると見込ま
れている。現在完成に向けて処分地を建設中のフィンランドは世界で最も地殻が安定して
いるといわれるが、処分方法は日本のように核燃料サイクルや燃料再処理を行わず、使用
済燃料を直接処分し、地下 455 メートルより下に埋める方式である。同国政府や運営会
社ポシヴァ社の説明によると、掘り返して未来の人類が H L W に触れる可能性はほとんど
なく、さらには 6 万年以内に氷河期が訪れて地表が氷に覆われると予想されるので、地上
への影響が及んだり人間が使用済核燃料に触れたりする可能性はさらに少なくなるとしな
がら、それでもなお未来の不確実性の存在を認めているのである。

結論である。すなわち、我が国が喫緊になすべきことはこれ以上H L Wを増やさないことである。現在我が国は青森県六ヶ所再処理事業所でガラス固化体 2176 本保管している。フランスなど海外に再処理を委託した数百本を含め、国内原発で保管中の使用済み核燃料 1 万 8 千トン再処理すると約 2 万 5 千本の固化体になる（数字は 29 日『北海道新聞』による）。これ以上H L Wを増やすことは自滅の道である。また、日本のような不安定な地盤で、地下 300 メートル以下に 6 ～ 10 平方キロの規模の、数万年から 10 万年先まで安全で頑丈な施設を作るなど現在の科学力では到底無理な話である。福島原発事故 3 号機のデブリが事故後 6 年 4 ヶ月、ようやく見つかったがどうやって取り出すかその方策さえままならないのが実状である。国は今後 20 年かけて、事業主体のNUMO（原子力発電環境整備機構）とともに候補地を選定するそうであるが、縷々述べたように「マップ」そのものに説得力がない以上、それすらも覚束ずカラ手形に終わる虞なしとしない。

2012 年 9 月、日本学術会議は「高レベル放射性廃棄物の処分について（回答）」を答申した。2010 年 9 月に内閣府原子力委員会委員長から審議依頼を受けたその回答である。さらに、15 年 4 月にはその具体化として「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言―国民的合意形成に向けた暫定保管」を提言した。暫定保管は乾式（空冷）で、密封・遮蔽機能を持つ貯蔵技術による地上保管、ガラス固化体の場合も使用済み燃料の場合も安全性・経済性の両面から原則 50 年とすること。最初の 30 年までを目途に最終処分のための合意形成と適地選定、さらに立地候補地選定を行い、その後 20 年以内を目途に処分場の建設を行うこと。事業者の発生責任と地域間負担の公平性、将来世代への責任ある行動、最終処分へ向けた立地候補地とリスク評価、合意形成に向けた組織体制構築等々極めて具体的であるが、政府にはこれを真面目に検討した形跡がない。同学術会議の「回答」を無視したまま、14 年 4 月に政府は「エネルギー基本計画」をまとめ、原発を石炭火力発電などと並び、「ベースロード電源」と位置づけて再稼働への道を開き、現在各電力会社は競って再稼働を急いでいる。しかし、このままでは繰り返すがH L Wを増やすばかりでその処理が儘ならぬことは自明であり、将来負担を益々大きくするだけである。今一度、政府は国民の命と暮らしを守ることにこそ最大の責任を持つという行政の原点に立ち返り、原発推進政策を中止し、再生可能・自然エネルギー利用を中心とする政策への抜本的転換をはかるべきである。すべての原発を直ちに稼働中止にし、廃炉工程を計画立案し、それに向けて実行に踏み出すことが必要である。そして、そのためにその道しるべとなる日本学術会議の「回答」及び「政策提言」を真摯に検討すべきである。

以上